

## 紀州材で建てる地域住宅支援事業Q & A

平成28年	4月	1日	第1版
平成28年	5月	12日	第2版
平成29年	1月	16日	第3版
平成30年	4月	2日	第4版
平成31年	4月	1日	第5版
令和2年	3月	18日	第6版

### 【補助対象について】

Q01. 乾燥紀州材とはどのようなものですか。

A01. 次のいずれかに該当するものです。

- (1) 和歌山県内の森林で生産され、和歌山県内で製材加工された含水率が25パーセント以下の木材及び木材加工品で、紀州材認証システム実施要綱（平成22年制定）により、紀州材と認証されるもの。
- (2) 和歌山県内の森林で生産された木材から作られる地盤改良用の杭（以下「紀州材土中杭」という。）で、「木材・木材製品の合法性持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年林野庁制定。以下「ガイドライン」という。）により、合法的に伐採された木材のみを原料としていることが証明されるもの。

Q02. 構造材等使用事業と内外装材整備事業を併用して申し込むことはできますか？

A02. 事業を併用して申し込むことはできません。

Q03. 別荘等のセカンドハウスは補助対象となりますか。

A03. 自らが常時居住する住宅を支援対象としているため、別荘等のセカンドハウスは補助対象外です。また、建売住宅も補助対象外となります。

Q04. 店舗兼住宅、事務所兼住宅等の併用住宅は補助対象となりますか。

A04. 住宅部分のみ補助対象となります。詳細については、個別にご相談ください。

Q05. ウッドデッキやガレージ、カーポートは補助対象となりますか。

A05. 住宅と一体となったものであれば補助対象になる場合がありますので、個別にご相談ください。

Q06. 倉庫や作業場の増築・改築又はリフォームを行う場合、補助対象となりますか。

A06. 自らが常時居住する住宅を支援対象としているため、補助対象になりません。

Q07. 「内外装材整備事業」について、整備する住宅が木造住宅でなくても、補助対象となりますか。

A07. 「内外装材整備事業」の対象となる住宅の構造は問いませんので、補助対象となります。

Q08. 「内外装材整備事業」について、自らが所有し、居住するマンションのリフォームを行う場合は補助対象となりますか。

A08. 補助対象となります。なお、賃貸住宅の場合は対象外です。

Q09. 「内外装材整備事業」について、建売住宅や中古住宅販売物件のリフォーム工事は補助対象となりますか。

A09. 物件を購入後に、購入者が建築主となり内外装材整備事業へ申込み場合のみ、補助対象となります。

Q10. 中古住宅の購入契約を結び、引き渡し及び所有権の移転登記が終わっていない状況でリフォーム工事を行おうとするものは、「内外装材整備事業」の補助対象となりますか。

A10. 補助対象となります。この場合は、申込みの際に売買契約書等の写しを添付してください。また、交付申請の際に、所有を確認する書類の提出を求めることがあります。

Q11. 「内外装材整備事業」で対象となるのは、どのようなものですか。居室以外の部分（階段、ウォークインクローゼット、ウッドデッキ等）も補助対象となりますか。

A11. 原則として、補助対象となるのは、床、内壁、天井、階段、外壁です。居室以外の空間も補助対象となります。

(例：廊下、脱衣所、洗面所、トイレ、ウォークインクローゼット、ウッドデッキ)

なお、家具やドア等の取り外し可能なものは補助対象となりませんが、住宅と一体となったもの（図面により乾燥紀州材の使用面積を確認できるもの）であれば補助対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。

#### 【申込について】

Q12. 交付要綱第6条で示されている「補助対象事業に着手しようとする日」とは、具体的にどのような日でしょうか。

A12. 構造材の設置については上棟日、紀州材土中杭の設置については杭打設開始日、内外装材の設置については施工開始日とします。

Q13. 木造住宅の耐震性の有無をどうやって判断すれば良いでしょうか。

A13. 先ず、申請される住宅が昭和56年5月31日より前に建てられたものか、以後に建てられたものかをご確認ください。昭和56年5月31日より以後に建てられたものであれば、問題ありません。もし、昭和56年5月31日より前に建てられたものであれば、耐震診断を受けていただく必要があります。現在、木造住宅の耐震診断を無料で受けることが出来ますので、お住まいの市町村の窓口へご相談ください。

参考URL：和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/>

(非木造住宅の耐震診断に関する補助制度につきましても、お住まいの市町村の窓口へご相談ください。)

Q14. 昭和56年5月31日より前に建てられた住宅のリフォーム工事は、補助の対象と  
ならないのでしょうか。

A14. 昭和56年5月31日より前に建てられた住宅の場合、すでに住宅耐震改修工事を  
実施されているか、あるいはリフォーム工と同時に住宅耐震改修工を実施されるのであれ  
ば補助の対象となります。なお、住宅耐震改修工を実施済み又は実施予定であることを確  
認する書類が必要となりますので、個別にご相談ください。

Q15. リフォーム工事については、図面を作らないで施工することもあるのですが、「リフ  
ォーム事業」へ申込む場合、図面の添付は必要でしょうか。

A15. 図面は必要となります。施工箇所（部位）を確認できると共に、補助対象となる乾燥紀  
州材が使用されている部分を求積（寸法等）できる図面を添付してください。

Q16. 他の制度との併用はできるでしょうか。

A16. 交付の対象が重複する本県の他の事業との併用はできません。（市町村が実施する補助  
事業についても、県費が充当されているものは併用不可となります）  
具体的には、新築・増改築・改修（リフォーム）を行う補助事業で紀州材を使用する場合、  
併用が不可となる補助事業は、以下のとおりとなります。

併用不可となる補助事業	申請窓口
住宅耐震化促進に関する事業 （改修、建替え、土砂災害対策改修）	各市町村の 住宅耐震担当
介護保険住宅改修制度	各市町村 介護保険担当
日常生活用具給付等事業（住宅改修）	各市町村 障害福祉担当
移住推進空き家活用事業 空き家改修	和歌山県 移住定住推進課